

鹿児島大学大学院人文社会科学研究所博士後期課程（論文博士）

学位論文審査基準

（審査体制）

1. 審査委員会は、博士後期課程の指導教員のうち教授3名で構成する。
2. 審査委員会は、主査を委員のうちから1名選出する。
3. 本研究科又は他研究科若しくは他の大学院等から2名まで審査委員会に加えることができる。

（評価項目）

1. 将来とも自立して研究を遂行できる能力を示していること。
2. 高度の専門的業務に耐え得る能力と広汎な学識のあることを示していること。
3. 論旨が独創的であり、かつ、その論証が堅実であること。
4. 使用した資料が独自のものであるか、または資料の分析が斬新であること。
5. 該当する専門領域の国内外の学会等で、その評価に耐えられるものであること、または極めて有用な内容であること。
6. 研究者倫理を遵守したものであること。

（評価基準）

1. 申請者が、予備審査申請の時点で、審査付きの学会誌又はこれに準ずる学術雑誌に発表した論文を3篇以上有し（そのうち少なくとも1篇が第一筆者であること）、その内容が学位論文に盛り込まれ、かつ上記評価項目の全てを満たしているものを合格とする。
2. 学位論文及び学力の確認の可否についての決定は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会により委任された学位判定委員会が出席者の3分の2以上の同意によって行う。

（関係規則）

1. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究所規則
2. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究所委員会規則
3. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究所博士後期課程における博士の学位授与に関する細則
4. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究所博士後期課程の学位論文審査等に関する申合せ
5. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究所博士後期課程学位論文予備審査委員会等に関する申合せ
6. 鹿児島大学大学院人文社会科学研究所博士後期課程学位論文審査委員会等に関する申合せ